

## 令和6年度 茨城県北教育旅行誘致促進支援事業助成金等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人常陸太田市観光物産協会（以下「協会」という）が日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡大子町（以下「県北地域」という）において、教育旅行の誘致促進による地域活性化を図るため、県北地域外から県北地域内へ旅行する実施団体等に対し、当該旅行に要する経費の一部について、予算の範囲内で教育旅行誘致促進支援事業助成金及び協力金（以下「助成金等」という）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校とは、学校教育法第一条に規定する学校をいう。
- (2) 教育旅行とは、学校が実施する宿泊学習、修学旅行及び青少年育成団体等の行事で児童・生徒・学生が主体となる旅行をいう。
- (3) 旅行事業者とは、旅行業法に基づき、行政庁の登録を受けて旅行業を営む者をいう。
- (4) 協力金は、教育旅行の誘致に協力した旅行事業者に対して支払うものとする。

### (助成対象者)

第3条 助成金等の交付を受けることができる者は、県北地域外から県北地域内へ旅行する実施団体と該当団体を取扱う旅行事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 県北地域において、宿泊を伴うものとする。
- (3) 1回の参加人数が、20人以上の団体旅行とする。
- (4) 旅行代金が、1人当たり10,000円以上とする。
- (5) 同一学校においても学年が異なれば、両者をそれぞれに対象とする。

### (助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、県北地域を主要な実施場所とし、自然、文化、社会教育施設やスポーツ施設等を活用した体験型教育旅行とする。ただし、次の各号の事業は対象外とする。

- (1) 主たる目的が大会、イベント及び会議等への参加、並びに単なる合宿等。
- (2) 公序良俗に反する旅行内容。

### (助成金等の額)

第5条 助成金の額は、民泊体験を伴う旅行は1人当たり5,000円とする。

その他の体験型教育旅行は1人当たり2,000円とし、一団体200,000円を上限とする。

2 協力金の額は旅行事業者について、当該旅行への参加者1人当たり1,000円とする。ただし、民泊体験を伴う旅行は一団体100,000円を上限とし、その他の体験型教育旅行は一団体50,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、交付を受けようとする旅行を実施する日の2週間前までに、助成金等交付申請書(様式第1号)と、当該様式に定める必要書類を添付し、協会会長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成対象事業としての認定の可否を決定するものとする。

2 協会会長は、前項の規定により助成金等の認定又は不認定を決定したときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更及び中止の報告)

第8条 前条により交付認定の通知を受けた申請者が、実施内容等を変更又は中止しようとするときは、旅行実施日以前に、変更・中止届(様式第3号)を協会会長へ提出しなければならない。ただし、次の各号の場合を除外する。

(1) 助成金等の額及び助成対象経費の減少。

(2) 参加予定人数の一部減少。(19人以下は中止届。人数増の場合は変更届が必須)

(実績報告)

第9条 申請者は、当該旅行が完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)と当該様式に定める必要書類(宿泊人数及び利用施設が確認できる証左)を添付し、協会会長へ提出しなければならない。

(額の確定及び支払)

第10条 協会会長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類の審査を行い、適合すると認めるときは助成金等の額を確定し、確定通知書(様式第5号)を申請者に通知し、助成金等を支払うものとする。

(助成金等の返還)

第11条 申請者が、不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会会長が別に定めるものとする。